

令和2年度 山形県食の安全推進会議

【開催概要】

開催日時 令和2年11月16日（月）13:30～15:50
開催場所 山形県庁1001会議室
出席委員 岸昌子、横尾峰子、佐藤美紀子、工藤隆弘、黒澤ちよ子、長谷川正芳、
二ノ戸長作、蔵増由加里、山口秀子、高橋勝幸、藤科智海、北林蒔子（代理）
（順不同、敬称略）

【次第】

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 協議
 - (1) やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）（案）について
 - (2) 令和3年度山形県食品衛生監視指導計画（案）の概要について
- 4 閉会

【議事録】

- (1) やまがた食の安全・安心アクションプラン（第6期）（案）について

〔事務局〕

資料1、資料2及び資料3に基づき説明。

〔座長〕

説明の内容について、質問・意見等はないか。

〔委員〕

資料2の農業技術環境課説明の箇所についての確認だが、主な取組みにおいて現時点では目標値が入っていないが、今後、取組目標も決めていくということでしょうか。

〔事務局〕

現在、農林水産部全体でも農林水産元気再生戦略の次期プランを策定している。取組目標については次年度以降になるが、次期プランが確定次第、設定させていただきたい。

〔委員〕

なかなか目標値を立てにくいような項目もあるかもしれないが、できる限りあった方がわかりやすいし、チェックしやすいところはあるかと思う。目標値はこれから設定することなのでよろしくお願ひしたい。

また、最上地域の取組みとして、耕畜連携も含めたアスパラガス、ニラ、ネギ等の園芸作物ブランドの育成という取組みがあるが、他の地域のものは載せないのか。前回プランでは、置賜で「資源循環置賜モデルの創出」という取組みがあり、非常に面白いプランだと思った。この取組みは継続はしているが、その取組み自体がある程度進んだため、今回のプランには載せていないという認識でよいか。せっかくの取組みをやめたという感じではない方がいいのではないかと思います。

[事務局]

このプランの中に取組みとして入れるかどうかの判断は各総合支庁単位で行っており、最上総合支庁だけが取組み項目として出しているということで理解していただければと思う。置賜総合支庁の取組みもやめたということではなく、現在も継続している取組みである。このプランの中で各総合支庁の取組みをどう扱うかということになるので、再度確認させていただきたい。

[委員]

9ページの課題にあるSDGsについてだが、SDGsの17項目の中で、何をどうするかという具体的なことが何も書かれていない。例えばどういうことをするのか、どういう計画を立てるのかというのを知りたい。ただ、SDGsという言葉が書いてあるだけなので、何か計画があれば記載してもよいのではないか。

[事務局]

SDGsから環境保全型農業というと、飢餓に関することなどあらゆるところが入ってくる。個々の位置付けというのは、農林水産部の中で今後検討していくが、この項目を具体的にこうしていくという考え方はこのプランの中ではしないということで考えている。農林水産部で作っている次期プランにおいて、きちんと位置付けをしていくような形で、そこも含めて策定するということがご理解いただければと思う。この言葉だけではわからないというのはその通りだと思うので、その点については検討させていただきたい。

[委員]

6ページの基本方針Iについて。環境保全型農業と農産物の安全性確保を一つにまとめたのはどうしてなのかと思った。環境にやさしい農業推進と安全とは違う気がするが、なぜ今回のプランではまとめたのかを聞きたい。

[事務局]

前プランでは、農薬の安全に特化した形で記載しているが、農薬の適正使用というのはかなり根付いてきたと考えている。農薬やカドミウムが基準値を超過すれば食品として流通してはならないというリスク管理の部分で考えれば、安全が第1項目で、委員御指摘のとおり、環境保全型農業はまた別の項目だというのはそのとおりだと思う。ただ、GAPの取組みというのは、食品安全、労働安全、環境保全、人権法、経営管理という5つの項目で成り立っており、GAPの中には食品安全も環境保全も両方入っていることから、GAPという言葉キーワードにした時には1つに括れるだろうということでこのような形で整理しているのでご理解いただければと思う。

[委員]

畜産振興課説明の部分で、取組みの目標値に指導農家数が入っているが、これは例えば、農場HACCPの話で言えば、4年かけて20戸の農家がHACCPの認証を取得するというものでよいか。他にも指導農家数で180戸や400戸とあるが、そうやって広げていくという捉え方でよいか。

[事務局]

取組項目の中の飼養衛生管理基準の指導の部分であるが、豚熱や鳥インフルエンザ等の悪性家畜伝染病の侵入を防ぐため、家畜伝染病予防法により飼養管理の衛生基準が定められているもので、その確認・指導を県内の主な養豚農家や養鶏農家等を対象に実施しているものである。畜産農家の巡回指導に関しても、飼料や動物用医薬品等の適正利用を指導するため、養豚農家や養鶏農家の中から対象農家を選定し毎年実施しているものである。農場HACCPの取得促進に関しては、毎年5戸ずつ取得できるよう指導を進めていくことを目標に数値を設定している。

[委員]

今日の説明でちょうどニラとスイセンの話が出たので聞きたい。あちこちの堤防でスイセンが咲いていると思うが、県など行政の方で堤防の除草をする人がニラやスイセンがないところをきちんと認識して除草して、それを畜産農家に配布しているのか。スイセンの食中毒は人間には大変だと思うが、牛には何ともないということはあるのか。その点について教えていただきたい。

[事務局]

スイセンは庭先や畑で春先になると咲いているかと思うが、特に農家の方ではネズミ除けでわざと植えているという方もいる。牛が食べたら影響があるかという話だが、牛が食べる草や牧草のうち堤防に生えているスイセンというのは量的に見れば非常に少ないと思う。中毒だと家畜保健衛生所の調査研究の対象となるが、実際、スイセンが原因で家畜が中毒を起こしたという報告を聞いたことがないので、おそらく人に対する食中毒症状のようなものはないか、毒性は非常に低いのだろうと思う。

[委員]

我々の事業について、生産者との取組みということで御報告をさせていただければと思う。市場では、現在色々な取組みを行っているところであり、生産者からは出荷する前に事前協定書と1年間の青果の工程管理表というものを提出してもらっている。何月何日に何を植えて栽培方法はどうか仕入先はどうか、最近はコロナの影響で、食に対していろんな面で、皆さん非常に神経を使っていると思うが、我々としても徹底して食の安全に取り組んでいるところである。また、野菜、果物すべての品目については、農薬アドバイザーの方から色々ご指導いただきながら、出荷する前に農薬の検査を行っているところであり、残留農薬についても、各生産者、我々市場ともに食の安全安心ということで200万円規模の予算を確保して、最上郡、村山、寒河江地区、庄内、山形地区といった地域のものについては農薬分析の検査を実施している。キノコ類についても、放射性物質の検査を適時やっており、消費者に安全安心な農作物を提供するために、そこは徹底して行っているところである。我々としては、何か問題があれば、すぐ対応しながら見つけるという体制で生産者と連携しながら安全管理を行っているので、県民の方々には安心をして消費していただければ

と思う。

[委員]

食の安全ほっとインフォメーション事業は、目標値の登録施設数が 340 施設となっているが、前回の目標値の 350 施設から少し下げている理由は何か。

[事務局]

スーパーや産直など、そういったところに主にお願いをしているが、大体それぐらいの数となっている。そういう部分でいうとこれ以上増える余地がなく、マックスの数が 300 数か所ということになる。ただ、食品関係以外でも、例えばある市では公民館でおきたいというような要望もあるので、そういった部分も含めると増える余地はあるが、食品関係に限ると、340 施設という、そのぐらいの数がマックスであるという感じである。

[座 長]

他に、何か意見や質問等はないか。特になければ、アクションプランに関しては、少し意見があった部分もあったので、その部分については生かす部分は生かしながら適宜修正を行い、それを事務局の方で最終案とすることとしてよいか。

(各委員) 異議なし

(2) 令和 3 年度山形県食品衛生監視指導計画 (案) の概要について

[事務局]

資料 4 に基づき説明。

[座 長]

説明の内容について、質問・意見等はないか。

(質問・意見等なし)

(3) その他

[座 長]

その他、何か意見等あれば、御発言いただきたい。

[委員]

本件と直接関係はないが、アニサキスは家庭用の冷凍庫では 1 日で死滅するのか。それと、馬見ヶ崎の河川敷のところにイノシシの防護柵を 150m 設置したというのをテレビで見たが、県ではイノシシ対策はどのように考えているのか。

[事務局]

まず、寄生虫アニサキスだが、寄生先としてはカツオ、サンマ、サバ、イワシ、イカ、サケなどいろいろな魚に寄生しているが、アニサキスの幼虫は本来、魚の筋肉ではなく、内臓の腹膜のところにいる。鮮度の良い段階ですぐ内臓をきれいにとれば、アニサキスは筋肉へ移行しないが、鮮度が悪かったりすると、筋肉の方まで移行するので、よく噛まずに食べたりすると胃粘膜に噛みつかれて激痛が起こるということになる。アニサキスが死滅するのは基本的にはマイナス 20 度では 24 時間ということになっているが、例えば家庭用冷蔵庫が 15 度だとすると、2 日間入れれば、同等以上の効果はあるだろうと考えられるので、マイナス 20 度にならなくても、少し日にちを多くするか、そのような感じで入れてもらえればいいのではないかと思う。

あと、イノシシについては農林水産省と環境省が関わってくると思うが、おそらく、馬見ヶ崎のジャバのところの防護柵については、市が独自に市の予算で設置したものではないかと思う。例えば、牧場農場関係だと、それなりの補助金といったものが準備されているというように聞いている。

[事務局]

野生イノシシの対策については、その被害が何かによっていろんなセクションの方が関わってくる。馬見ヶ崎の防護柵は、公園などでの人への被害を避けるため設置されたものと思われるが、農林関係では、作物等を食い荒らされる被害が拡大しているほか、畜産サイドでも、現在全国的に感染が拡大している豚熱は野生イノシシがウイルスを媒介することになるため、イノシシを豚と接触させないよう農場（豚舎）の周りに防護柵を設置するなどの対策を講じているところである。

[委員]

どこかにゲノム編集のことが出てくるのかと思っていたが、アンケートの結果で輸入品が一番怖いという理由の中には、消費者庁では遺伝子組換えやゲノム編集の食品について表示は必要ないという判断をしているので、消費者としては知らないうちにゲノム編集食品を口にすることになるのではないかということがある。消費者、生協では、やはりその制度の見直しを求めているこうという方向であるが、県民や国民の不安に対して、県ではどういう判断をしているのか。

[事務局]

ゲノム編集食品は、3つ目の技術ということで報道になっているが、ゲノム編集というのは、その食品の遺伝子、最小単位の遺伝子の塩基配列を切断するだけで、外部からの遺伝子を挿入するものではなく、いわゆる遺伝子組み換え食品とは違うものである。そのため、食べて何らかの影響が出るとか、そういうものではないと研究報告ではなっていたと理解している。また、補足になるが、遺伝子組換え食品というのはその名前から日本人には受け入れられない言葉だと思うが、要は品種改良を一気にやってしまったというものである。食品安全委員会で審査になり、随時、安全性が確認されたものが公表されている。例えば、アメリカやブラジルでは、害虫に強いトウモロコシや特定の除草剤で枯れない遺伝子を持ったトウモロコシなど、遺伝子組み換えしたものが作られている。

[委員]

人体や環境へ悪影響はないということだが、それが本当かどうかはわからないわけであり、国によっても方向性が全然違うため、国民は不安である。これはやはり消費者が気をつけて動向を見守

っていかなければならないことだと考えている。

[座 長]

消費者として色々抱えている不安があるという話だと思うので、その辺は県の方でも啓発など何かしらの対応や取組みはこれから必要かもしれない。

(終 了)